

中央教育審議会の教育及び教員養成改革から見た日本語教員養成課程
Japanese teacher training course judging from
the education and teacher training reform in the Central Education Council

木村哲也 KIMURA, Tetsuya

帝京大学大学院 Teikyo University graduate school

【キーワード】 対日直接投資推進, 次世代の学校指導体制強化, 日本語教育の資格, コアカリキュラムの研究開発, 日本語指導と教科指導の統合

1. はじめに

2016年5月20日, 大養協第47回大会で, 本稿のタイトルの下, 発題を行った。そこでは, 「至急文科省に提言すべきこと」として, 次期「学習指導要領」(2020年度実施)に, 外国人児童生徒教育の必要性を, 現行の「学習指導要領」の内容にならない明確に記述する。その要請を, 中央教育審議会(以下中教審)教育課程部会企画特別部会に対し行うこと。これを喫緊の課題として取り上げる旨, 提案した。

また, 「学校における外国人児童生徒等に教育支援に関する有識者会議」の「報告書」に盛り込むべき事項の検討。その検討結果を, 日本語教育学会会長及び文部科学省初等中等教育局国際教育課に, 具体案をもって提出する, との提案も行った。

さらに, 今後, 「大学での教員養成課程及び教員免許更新制において「外国人児童生徒教育」を必修あるいは選択必修科目とすることを前提に, その「コアカリキュラム」を作成。同時に, 大養協に「公教育に対する日本語教員養成課程検討会議」を設置すること。また, 文科省の行う「全国学力・学習状況調査」, 3年ごとに行われるPISAの調査対象に, 日本語指導を必要とする児童生徒を加えることの必要性を説いた。

2. 5月20日「発題」の背景

中教審が2012年8月に出した答申, 「教職生活の全体を通じた教員の総合的な向上策について」(初等中等教育局[以下初中局]教職員課所掌)は, 日

本語教育, 外国人児童生徒教育に対して「専門免許状」を設ける必要を説いていた⁽¹⁾。2014年4月には, 学校教育法施行規則の一部を改正し, 「特別の教育課程」における日本語教育が開始されている⁽²⁾。また, 「21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築」するため, 2013年1月の閣議決定により設けられた「教育再生実行会議」(内閣官房所掌)⁽³⁾は, その第五次提言(2014.07)において, 教員の「免許、養成、採用、研修、配置、処遇など制度全般の在り方」の見直しを迫り, 「専科指導等のための教職員の配置や専門性を持つ人材の活用を図る」(6頁)必要性を説いている。

しかし, 「第五次提言」と同じ2014年7月に, 中教審教員養成部会の下に設置された「教員の養成・採用・研修に関するワーキンググループ」(初中局教職員課所掌)がまとめた「論点整理」⁽⁴⁾では, 日本語教育を担う者に関する専門性について, 一切, その言及がなされていなかった。同ワーキンググループの主査は, 独立行政法人教員研修センターの理事長(高岡信也氏)である。

その教員研修センターでは, 各学校現場が抱える従来の「喫緊の重要課題」への対応に替え「研修指導者の育成」を視野に研修プログラムが組まれている。かつ, その目的は, 「受講者が各学校や地域における研修マネジメントを推進する」ことにおかれている。そこでは, 日本語指導の専門性に対する重要性は認識されている。2016年度に実施予定の教員研修には, 「外国人児童生徒等に対する日本語指導者」の養成に向けた研修が設けられ, 管理者用コ

ース 40 人 (2 日間), 日本語指導者用コース 60 人 (4 日間), 計 100 名対象のプログラムが組まれている⁽⁵⁾。

また、なかんずく、昨 2015 年 11 月、文科省は、「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」(初中局国際教育課所掌, 以下「有識者会議」) を設置。この「有識者会議」が、公教育における日本語指導力の専門性、その担い手育成の在り方を、今後、どう位置付けるか。これからの日本語教育の位置、教員養成の在り方に多大な影響を与えると考えた。

この「有識者会議」は、「外国人児童生徒に対する支援のための体制整備、教員、支援員等の養成確保、外国人児童生徒の進学、就職への対応や、地域社会における支援の在り方などに関して、現状の課題や今後どのような方策を講じていくか」を議論するために設けられた。6 月には、その議論のとりまとめを行うことになっていた⁽⁶⁾。

文科省は、全国の大学における教職課程の整理・統合を進め、2019 年度から新たな教職課程の実施を目指している⁽⁷⁾。日本語教員の専門性に対する社会的認知の拡充、待遇の改善を考えると、公教育における日本語教育の専門性を確立することの意義はきわめて大きい。そんな中、「ゼロ免課程」⁽⁸⁾である日本語教員養成課程は、その存在をどのように維持、発展させればよいか。課程修了者の日本語指導力の経年での成長を含め、大学における日本語教員養成課程の存在意義を議論すべきときは、今において他にない。

そして、日本語教員養成の成果を広範に検証するためには、日本語指導を必要とする児童生徒に対する日本語の指導内容、指導経歴、家庭や地域を含めた学習環境の課題(いじめ・貧困等)を追って調べる必要がある。「全国学力・学習状況調査」及び PISA の調査対象に、外国人児童生徒を加え、日本語力、学習言語能力、そして学力伸長の度合いやその要因を経年で観察していくことは、今、きわめて重要と考えている⁽⁹⁾。

3. 5月20日「発題」以降の関連施策の動向

3.1 内閣府・首相官邸主導の日本語教育重点策

大養協 47 回大会があった 5 月 20 日、対日直接投資推進会議(内閣府所掌)は「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を発表⁽¹⁰⁾。グローバル人材(高度外国人人材や留学生)を呼び込み、育成するための条件に、「外国人の生活環境の改善」を掲げた。生活環境改善の筆頭に、「2020 年までに、日本語指導を必要とするすべての児童生徒(小学校・中学校)が日本語指導を受けられるようにする(2014 年度現在約 8 割)」と明記。また、「日本語指導の必要な児童生徒の多い在籍校においては、「JSL カリキュラム」による指導が確実に実施されるよう、「JSL カリキュラム」導入校(小・中学校)比率を拡大」(6~7 頁)するという。

また、5 月 20 日は、首相官邸が設けた「教育再生実行会議」が、その「第九次提言」として、「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」⁽¹¹⁾を発表した日でもあった。その第 1 章、「多様な個性が生かされる教育の実現」は、「障害や不登校、学習内容の未定着、家庭の経済状況、日本語能力の問題等からこれまで十分に能力を伸ばしきれなかった子供たちも含め、全ての子供の能力を最大限に伸ばす教育の実現」(2 頁)を求めている。

同 1 章第 3 節「学力差に応じたきめ細かい教育」は「専門的な知識・技能を持った優れた人材による指導の促進」を謳い、「教員免許を有しない特定の分野についての専門的な知識・技能をもった優れた人材等が、(…)グループを単独で指導することは可能である旨を関係者に周知する。また、国、地方公共団体、学校は、特別免許状や特別非常勤講師制度も積極的に活用する」(8 頁)と明言。教員免許状を持たない人材に対しても、「特別免許状」を付与するなどして、その能力を公教育において活かすことができるよう求めている。

さらに、1 章 5 節「日本語能力が十分でない子供たちへの教育」は、「子供の能力に応じた特別な指導を担う教師に係る定数の計画的・安定的な充実や、養成・研修を通じた専門性の向上とともに、外

国人・大学生・日本語教師などの地域の人材を、通訳や日本語指導、学習サポートに当たる支援員・ボランティア等として安定的に確保できる枠組みづくりと専門性の向上に取り組む」(11~12頁)ことを求めている。

対日投資の推進、外国人高度人材の受け入れによる日本の経済力の維持・発展、安定した労働力確保という政治的意思が、きわめて遅ればせながら、

「外国人の生活環境改善」の必要という判断を生んだ。外国人の生活環境改善の目を、まず、外国人の子供に対する日本語指導の充実に向けた。大いに注目すると同時に、今後の成果を見守りたい。この経済政策と深く結びついた、日本社会の将来に不可避な構図を、上述2つの政策は、はっきり描き出している。

さらに、自民党の教育再生実行本部フォローアップ特別部会は、この5月26日、「中間とりまとめ」を発表⁽¹²⁾。そこでは「提言」として、「外国人児童生徒等への教育に携わる教員等の養成・研修の充実」を求め、以下のように記している。

年少者向けの第二外国語としての日本語教育や、異文化理解に基づく生活指導などの専門的な能力を持つ教員の育成が急務である。大学の教員養成段階で外国人児童生徒等への教育に必要な基礎知識を学ぶ機会を設けるとともに、現職教員研修において専門的指導力育成のためのプログラム作成が必要である。さらに長期的には、教員養成段階での「日本語教育」の位置づけを含めた、専科の教員養成の在り方について検討する必要がある。(12頁、強調引用者)

「教員養成段階で外国人児童生徒教育の基礎知識習得」、「現職教員研修における専門的指導力育成プログラム作成」、長期的には「教員養成段階で(教科目として)「日本語教育」を位置付ける、そして、「(音楽や理科と同様)日本語教育専科の教員養成の在り方」を検討する。そのいずれもが、日本政府の外国人受け入れ政策の下、将来の日本社会の構造変化を見据えた内容となっている。これら政策は、外

国人児童生徒だけでなく、日本人児童生徒の学力の伸長にも関係する(注(8)参照)、今後、日本社会全体で向き合っていかなければならない課題を、正面から捉えた当為の「提言」である。

3.2 次世代の学校指導体制の在り方について

「次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース」(2015年11月に設置、座長義家文科省副大臣、初中局財務課所掌)は、これからの教員定数等の在り方について検討。その最終案を取りまとめ、7月29日に公表した⁽¹³⁾。

この「最終まとめ」で注目すべきは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)の下、外国人児童生徒等教育について、「平成29年度から、これらの指導を必要とする児童生徒数に応じて、教職員定数が措置される仕組みとし(基礎定数化)、指導体制の充実を図る」(10~11頁)と明記したことである。

学級数等に応じて算定される「基礎定数」は、政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて分配される「加配定数」と大きく異なる。1993年度以降、外国人児童生徒に対する日本語指導のために、文科省が要求した加配教員数は、2015年度までで、すでに、累積1,385名に及んでいる。2016年度は50名であった。が、その人数については毎年度の予算措置によって決まることから、地方自治体にとっては、安定的・計画的な教職員の採用・配置につながりにくいという課題がある。

2016年度予算で、基礎定数に組み入れられている教員は全国で627,000人余。加配定数は65,000人余である(同上4頁参照)。2017年度の義務教育費国庫負担金(教職員給与費)の要求額は1兆5,185億円(都道府県負担の1/3)である。外国人児童生徒教育を担う教員が「基礎定数化」されれば、地方自治体は積極的にこれを採用しやすくなる。教員の専門性がこれまで以上に問われると同時に、教育能力の継続した向上を図りやすくなる。

この「最終まとめ」は、また、「社会に開かれた教育課程」の実現を目的に、「学校を核とした地域づ

くり」や「地域とともにある学校づくり」「地域コーディネーターの配置促進」(同上4,5,15頁参照)の必要を唱えている。これまで「地域日本語教育」を支えてきた多くのボランティア教師の活躍の場が、財政的に安定した形で広がりを持つ。その可能性を読み取ることができる。

ちなみに、文科省の2017年度要求額を見ると、「地域と学校のコーディネート機能の強化」を掲げる「地域と学校の連携・協働に向けた改革」に係る予算を、2017年度82億円(補助率1/3)を要求している。前年度比で14億円増となっている⁽¹⁴⁾。

また、日本語指導教員の「基礎定数化」だけでなく、「初等中等教育におけるグローバルな視点に立って活躍する人材の育成」(予算総額236億9,800万円)の内、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進」事業に、4億6,300万円が計上されている。この額は、2015年度の要求額、2億3,100万円の倍以上に当たる⁽¹⁵⁾。

さらに、9月13日には「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」(第1回)が開催されている。その会議で、初等中等教育局財務課長は、今後、特に、新たな対応が必要となる課題について説明。「(貧困による教育)格差、特別支援、いじめ、外国人児童生徒等への対応など、こうした課題はこれからも恐らくかなりの勢いで増えてくる」との判断を示している⁽¹⁶⁾。

また、「次世代の学校指導体制の在り方について」の「最終まとめ」が、「エビデンスを活用した政策形成」を重視している点に注目しておきたい。「最終まとめ」は、「経済・財政アクション・プログラム」(2015年12月24日、経済財政諮問会議取りまとめ)の内容を引用し、「学校の課題に関する客観的データ等の学校・教育環境に関するデータ収集及び教育政策に関する実証研究」を求めている。そこでは、「多面的な教育成果の測定」「子供の経時的変化」「学校以外の影響要因」等を考慮し、「地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ予算の裏づけのある教員定数の中期見通し」(6頁)を策定する必要性を説いている。

外国人児童生徒の「学習言語能力」の獲得、進学・進路、就職等の問題を考えるとき、「エビデンスの活用」という視点に、経年での変化、学校外の環境に関する調査の必要性が説かれていることの意味はきわめて大きい。

対日直接投資の推進、外国人人材の獲得という政策意思が、外国人の生活環境改善の必要という判断を生んだ。そのことが、外国人児童生徒教育、日本語指導の充実という課題を顕在化させた。政策の評価等、関連施策との連携を前提に、外国人児童生徒に対する日本語指導という課題に向き合うことは、今、教員養成改革の政策的中心課題となっている。

3.3 文化庁「日本語教育小委員会」

6月3日に開催された「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(74回)」(以下「小委員会」、文化庁国語課所掌)は、「日本語教育の資格について」及び「日本語教員の養成・研修について」の議論を開始した。

5月20日の筆者の「発題」以降、その関連施策の新たな動向を見ると、この「小委員会」開催の意義はきわめて大きい。

この「小委員会」での議論が、今後2年余をかけその「資格」や「養成・研修」の在り方について、検討対象とする範囲は、以下のようになっている⁽¹⁷⁾。

1. 国内：(1)生活者としての外国人(就学前の子どもとその保護者を含む) / (2)留学生 / (3)外国人児童生徒(主として学校) / (4)就労準備・研修生 / (5)技能実習生 / (6)難民等
2. 海外(海外に日本語教員や日本語指導員を派遣している団体)
3. 試験(日本語教育能力試験など)(強調引用者)

これまでの蓄積を大いに活かしながら、時代の変化に対応した教育能力を養成することによって、「日本語教育」の専門性をさらに確立していく。そ

の意味で、今回、この「小委員会」が、「日本語教育人材の養成・研修」について「実態調査」⁽¹⁸⁾を行うことの意味はきわめて大きい。

文化庁は、「実態調査」の目的について「今後の日本語教育人材の養成・研修及び資格について整理・検討する上での基礎資料とするために本調査を実施する」としている。

日本語教育人材の養成・研修を実施している機関を調査対象とし、そこには、日本語教育人材の海外派遣実施機関の国際交流基金等、大学、大学院、短期大学、日本語教員養成機関（通学・通信）、地方公共団体及び国際交流協会、専門日本語教育機関（日本語教育学会・国際日本語普及協会・日本語教育振興協会など）、日本語教育能力検定試験等の試験実施機関、NPO 法人や任意団体など、計 100 団体程度を予定している。

調査期間は、2016 年 10 月から 2017 年 3 月。調査方法は、調査表による回答とカリキュラム等参考資料の提出による。

調査内容については、以下の 4 点を挙げている。

(1) 日本語教育人材の養成・研修の概要：①活動分野に求められる日本語教育人材の資質・知識・能力、②教育機関で実施する養成・研修プログラムの概要（対象[受講資格]、受講期間、カリキュラム内容、時間数、受講方法（通学・通信）、教育実習の有無及び方法、「日本語教員養成の教育内容[平成 12 年]」（文化庁シラバス）の該当部分及び該当しない新たな教育内容）／(2) 評価方法、講座の修了要件、認定方法／(3) 講座を担当する講師の資格要件・採用時の選定基準／(4) 養成・研修における課題、

「小委員会」は、その議論の検討対象、外国人児童生徒（主として学校）との関係から、外国人児童生徒等担当教員者養成のためのモデル・カリキュラム、あるいは、現職教員の専門性養成や免許状更新講習でのモデルとなるコアカリキュラムの内容についてどう取り上げていくであろうか。その検討が、今、求められている。

本稿 1 及び 2 でふれた、「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」は、その最終「報告」⁽¹⁹⁾「2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）」において、次の考えを示している。

外国人児童生徒等教育に携わる教員の専門性を高めていく観点からは、(…)専門的能力の適切な活用に資することが重要である。日本語教育に携わる人材の養成や資格の在り方については、文化審議会国語分科会において、**現行の枠組みや取組では不十分な部分について具体的な検証を行い、日本語教育に携わる人材に求められる能力について整理した上で検討することが予定されている。**国は、以上の検討内容を踏まえつつ、**外国人児童生徒等教育に携わる教員や支援員に必要となる能力や資格等の在り方について、検討を行うべきである。**（18 頁、強調引用者）

この「提言」が公表されたのちの 7 月 4 日、第 75 回「小委員会」は、「外国人児童生徒等に対する日本語指導・指導者養成研修」を実施している、教員研修センターに対するヒアリングを行った。その席で、同センター課長足立氏は、教員研修センターでは、これまで「日本語教員養成の教育内容[平成 12 年]」（文化庁シラバス）は、研修の際、「参考にはしていないと思う」と発言している⁽²⁰⁾。

日本語教育人材の「専門性」の確立には、それを支える社会的認知と社会基盤（「専門性」を支える財政基盤）の更なる獲得、拡充が必要である。また、「年少者向けの第二外国語としての日本語教育の専門的な能力を持つ教員の育成は急務」（本稿 3.1 参照）という判断は、外国人児童生徒及びそれを支える人々の訴えでもある。「小委員会」には、「有識者会議」の「提言」、「外国人児童生徒等教育に携わる教員や支援員に必要となる能力や資格等の在り方」に裨益する回答の検討を、切に、お願いしたい。

4. 次期「学習指導要領等」と「有識者会議」

4.1 次期「学習指導要領」のその後

8月1日、次期「学習指導要領」の内容を審議する、中教審初等中等教育分科会教育課程企画特別部会（第19回）が開催された。同部会は、その配布資料「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ（素案）」を提示した。その中で、初めて、外国人児童生徒の日本語指導、及びその指導体制構築の必要性について案文を示しこれを追加した⁽²¹⁾。

これを受けて、中教審初等中等教育分科会教育課程部会は、8月26日、「次期「学習指導要領」等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）」⁽²²⁾を発表。配布資料一別紙2において、「子供の日本語の能力に応じた支援の充実を図るための取組の方向性」を示し、冒頭、「日本語の能力の把握と指導の目標の明確化」を求め、以下のように述べている。

○国は「DLA」などの日本語の能力の測定手法の普及と、教員が取り組みやすくなるような参考資料等の開発、測定手法に関する研修の充実が求められる。また、全国各地域の大学や日本語教育機関等の関係機関のネットワーク形成を支援することにより、各学校における日本語の能力測定に関する支援体制を整備していくことも求められる。

（40頁，強調引用者）

日本語教育機関すなわち日本語学校が、公教育を支える一つの機関として「学習指導要領」に明記されたのは初めてのことである。さらに、「専門家も含めた指導体制の確保」の必要性が説かれ、日本語教育の専門家として、NPO、「地域日本語教育コーディネーター」との連携を求めている。

○外国人児童生徒等教育担当教員を中心としつつ、学校全体で取り組む体制を構築することが重要である。

○また、日本語教員の養成や多言語コミュニケーションの専門人材の養成を行っている地域の大学や日本語教育機関等、外国人労働者を雇用する企業、日本語教育に携わるNPO、地域の日本語教室で活

動している地域日本語教育コーディネーター等の関係者とのネットワーク形成支援も求められる。

（41頁，強調引用者）

ここにある「外国人児童生徒等教育」を担う教員が、「次世代の学校指導体制」の下、来年2017年度から基礎定数化されることは、本稿 3.2 で言及した。文科省は、「外国人児童生徒等教育の充実」に向け、外国人児童生徒教育を担う教員を、2017年度の190名に加え2026年度までの10年間で、計1,900名に増員する計画を、すでに立てている⁽²³⁾。

同時に、中教審は「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の「答申」⁽²⁴⁾を、昨年12月に提出。この「答申」は、中教審の下に設けられた「学校地域協働部会」を中心に作成されたものである。そこでは、「地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築」（9頁，強調引用者）が求められている。今後、地域日本語教育の対象は「成人外国人」、という棲み分けは意味を持たなくなる可能性がある。

次期「学習指導要領」が日本語教育の専門性に言及し、日本語教育機関や地域日本語教育コーディネーターとの連携を求めたことの意味はきわめて大きい。中教審は、本年2016年度内に、次期「学習指導要領」の「答申」を提出する。2017年度1年間を「周知・徹底」期間とし、さらに、先行実施期間を2～3年設けたのち、2020年度から小学校、2021年度から中学校において、これを全面实施する⁽²⁵⁾としている。

4.2 「有識者会議」のその後

「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」は、中教審の下部会としてではなく設置された。2015年11月5日にその第1回を開催。第6回5月30日に「報告（案）」を取りまとめ、その会議を了えている。そ

の後、座長の佐藤郡衛氏（目白大学副学長）に最終的な「報告書」の取り扱いを一任し会議を終了した。

その後、6月28日「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について」（報告）を公表。先に、3.3 文化庁「日本語教育小委員会」で記した「提言」の他に、「有識者会議」が打ち出した「提言」は、まず、「外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実」策として次の4点を挙げている。

- (1) 「拠点校」等を中心とした指導体制の充実／
- (2) 地域のNPO、国際交流協会、大学、社会教育、福祉等の関係機関との連携体制の構築／
- (3) 外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充／
- (4) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の人材確保・配置の推進（12～15頁）。

また、「外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保」に関する提言として次の3点。

- (1) 外国人児童生徒等教育を担当する教員の養成及び現職教員の研修の充実／
- (2) 外国人児童生徒等教育に関する専門性・意欲を有する教員の採用・配置／
- (3) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の育成（17～19頁）。

「外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実」を図るために、以下の3点を提言している。

- (1) 「JSLカリキュラム」及び「特別の教育課程」による指導の普及／
- (2) 就学前・初期段階からのきめ細かな初期日本語指導の実施／
- (3) 外国人児童生徒等教育のための教材の充実（21～23頁）

「外国人の子供等の就学・通学・就職の促進」に対しては、以下の3点を提言に掲げている。

- (1) 外国人の子供等の就学促進。（ここには、「保

護者とのコミュニケーション促進」が含まれている）／- (2) 外国人児童生徒等の高校進学促進／
- (3) 外国人児童生徒等の社会的・経済的自立のための教育の推進（25～28頁）。

「文化審議会国語分科会において、外国人児童生徒等教育に携わる教員や支援員に必要な能力や資格等の在り方について検討を行うべき」（18頁）との内容は、前掲「外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保」の、(1)「外国人児童生徒等教育を担当する教員の養成及び現職教員の研修の充実」策の内に記されている。

そこでは、他に、「教員養成学部等の課程・現職教員研修を通じてそのような（外国人児童生徒等教育担当—引用者注）教員の専門性を養うために必要な**モデル・プログラム**を研究・開発するべきである」（17頁、強調引用者）と記している。

さらに、「**全ての教員に求められる資質・能力**、例えば、国際理解教育や児童生徒に対する**日本語教育に関する基本的な能力**と、外国人児童等教育担当教員として**専門的な指導を行う教員**に求められる資質・能力の**違いに留意**することが求められる」（17頁）、「現職教員研修については、(…) **学校の担任教員・管理職等全ての教員が一定の資質・能力を身につけ** (…)**初任者研修、10年経験者研修等の一環**として外国人児童生徒等教育に関連するプログラムを実施する (…)**免許状更新講習**においても、大学や都道府県等の開設者の主体的な判断により、**選択必修領域及び選択領域**の講習の一部として取り扱うことが期待される」（18頁、強調引用者）と明記している。公教育における教員すべて、初任者、現職のベテラン、さらに管理職の教員含め、外国人児童生徒等教育、日本語教育に関する一定の指導能力を求めているのである。

このことに、もしも、現在「日本語教員養成課程」を有する大学、大学院が応えることができないならば、いったい、だれが、この新たな「外国人児童生徒等教育」の担い手、人材育成を行うことができるのか。教員養成及び教員研修のための「モデル・プログラム」の研究・開発は急務である。

この「提言」は、また、「日本語と教科の統合指導の教授法などの教員の専門性の育成や能力の証明に関しては、(…)**「教員育成協議会(仮称)」**⁽²⁶⁾の仕組みを活用しつつ、地域の**教職大学院**等と連携した外国人児童生徒等教育の専門性を養成するための研修プログラムの構築や履修証明等の仕組みの構築」(18頁、強調引用者)にも期待を寄せている。

2017年度には、教職大学院の全国配置がほぼ達成されるという。教職大学院の役割強化を目的に、現在、国立の教員養成系大学・学部、大学院、附属学校の課題の洗い出し作業が行われている。9月13日には、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」⁽²⁷⁾(高等教育局大学振興課教員養成企画室所掌)が設置され、その第1回会議が開催された。

前掲、「日本語と教科統合指導の教授法に関する教員の専門性の育成や能力証明」は、「教員育成協議会」の仕組みの下、全国に設けられる教職大学院で研究・開発される「研修プログラム」によってなされる可能性がある。「国立の教員養成系修士課程は、原則として教職大学院に段階的に移行」⁽²⁸⁾、

「博士課程は、(…)実践的な研究ができる人材を養成し、現場や教職大学院の教員を輩出する意義は大きい」⁽²⁹⁾、などの発言を見るとき、今後、教職大学院の役割を強化するという意図を読み取ることができる。

教員養成に対する制度改革がなされる中、前掲、「国立教員養成大学・学部、大学院、…に関する有識者会議」(第1回)のヒアリングに招かれた初等中等教育局財務課長は、「次世代の学校」指導体制実現構想について解説し、以下のように語っている⁽³⁰⁾。

外国人児童生徒等の教育の充実ということで、これは15人に1人ぐらいの割合で基礎定数化をしていきたいというふうに考えておまして、次の「次世代の学校」指導体制、つまり教職員定数の改善計画については、この通級と外国人児童生徒の基礎定数化がメインになると考えております。

(…)

これは日本語指導という用語があるんですが、当然学校でやるわけですが、日本語指導と教科指導が統合された指導でないといけないということで、これからは専門的な研修を受けた教員がかなり必要になるであろうということ。(強調引用者)

この発言は、「日本語指導と教科指導を統合」する能力が、教職大学院あるいは国立大学の教員養成大学・大学院において、今後、養成すべき教員の専門能力の1つになることを示唆している。外国人児童生徒等に対する教育支援の在り方を議論した「有識者会議」は、日本語指導能力の専門性とその能力養成のためのモデル・カリキュラムの研究・開発を求めた。「有識者会議」が、その「提言」として掲げた課題に、今、大養協がどう向き合うかは、これからの日本語教員養成課程の在り方を左右する、きわめて重要な検討課題となっている。

5. むすびにかえて

中教審教員養成部会(第91回、初中局教職課所掌)は、昨年11月24日今後の教職課程改善のスケジュール、「工程表」⁽³¹⁾を公表している。それを見ると、2016年度は教職課程の改善施行前の諸準備期間、来2017年度は、大学における課程認定の準備、事前相談期間。2018年度には新課程の認定を行い、2019年度から実施されることになっている。教職課程の改編作業は、今、眼前に迫っている。

同教員養成部会は、以下の2事業が現在推進されている旨、同部会(第91回)の参考資料として添え、報告している⁽³²⁾。

- 1) 「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」(2016年度概算要求額50,067千円[同2015年度64,937千円])。2015年6月学校教育法改正により、現職教員の「新たな教員免許状取得に向けた学びを促進するため、免許法認定講習等と免許状更新講習との相互認定を活用」することが求められている。
- 2) 「総合的な教師力向上のための調査研究事業」

(2016年度概算要求額 102,787千円[同 2015年度 95,036千円])。

「学校においては、(…) 外国人児童生徒への対応など、複雑かつ多様な課題に対応することが求められている」、「このため、以下の教員育成指標等の策定及び調査研究事業を実施し、(…) 総合的な教師力向上の取組を推進する」(以上、強調引用者)

この2つ目の事業が指す「以下の教員育成指標」には、「大学における教員養成の改善」が見込まれている。そして、「新たな教育課題に対応するための科目を教職課程の必修とするための枠組の構築」を求めている。

このような文科省の動きがある中、もし、今、大養協が「公教育に対する日本語教員養成課程」のモデル・カリキュラムを案出するならば(本稿 4.2を参照)、現行の文化庁「日本語教育小委員会」に貢献できる可能性が生まれる。また、本稿 3.2で取り上げた「次世代の学校指導体制強化」にも貢献が可能となる。そのことは、現職教員のための「免許法認定講習」等を通じて、公教育におけるすべての教員が「外国人児童生徒等教育」の専門性を身につける。その道を拓くことにもつながるであろう。

中教審の答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」

(2015.12.21, 初中局教職員課所掌)は、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)を関係者が共同で作成することで、教員養成の全国的な水準の確保を行っていくことが必要との提言を行っている⁽³³⁾。

その「提言」を受け、文科省は、8月16日、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」(初中局教職員課教員免許企画室所掌)の第1回を開催している⁽³⁴⁾。

注 (URL 記入後の数字は閲覧日を示す)

- (1) 文科省中央教育審議会 HP, URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/tou shin/1325092.htm, (2016.10.17)。
- (2) 「特別の教育課程」における日本語指導が開始されるに至る、政策・施策の動向と日本語教育との関係については、木村哲也(2013)「外国人児童生

徒に対する「特別の教育課程」における日本語指導」日本語教育学会編『2013年度春季大会予稿集』pp. 281-287, を参照願いたい。

- (3) 首相官邸政策会議「教育再生実行会議」HP, URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku saisei/teigen.html>, (2016.10.17)。
- (4) 中教審教員養成部会 HP, 「教員の養成、採用、研修の改善について～論点整理～」, 016.07.24, URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/050/sonota/1352439.htm, (2016.10.17)。
- (5) 独立行政法人教員研修センターHP, URL : <http://www.nctd.go.jp/>, (2016.10.17), 「平成 28 年度実施する研修について」参照。
- (6) 文科省「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」HP, URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/121/giji_list/index.htm, (2016.10.17)。
- (7) 注(4)に同じ。そこでは、「現在、全国の教員養成課程数は約 24,200 課程に上り、(…) 全体的な質の確保・向上につながりにくい現状にある」(8~9頁), 「教員養成課程の質保証について、(…) 成果や実績の評価を含む質保証の仕組みの確立を図ることを検討すべきである」(9頁, 強調引用者)とある。
中教審教員養成部会(第91回), 2015.11.25, 配布資料, URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/1364869.htm, (2016.10.17)。資料 2-4, 参考資料その 5, p.169, には、教職課程改革の工程表, スケジュールが示されている。*本稿 5 の冒頭に教職課程改善施行前スケジュールを記入。
- (8) 2015年6月8日付文科省大臣の通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」の「組織の見直し」を参照。
- (9) 2016年度現時点で、外国人児童生徒は、その枠組を設けて、「全国学力調査」や PISA の調査対象となっていない。しかし、文科省学力調査室は、「平成 27 年度全国学力・学習状況調査の追加分析」で、「就学援助と日本語指導を必要とする児童の割合に関する項目は、学力と負の関連となっている(割合が多いほど、平均正答率が低くなる)」(14頁)と分析している。このことは、外国人児童生徒の日本語力、学習言語能力伸長のための教育支援は、日本人児童生徒の学力にも影響を与えるという課題提起を行ったと等しい。しかし、これまで、外国人児童生徒の枠組を設け、日本語能力、学力について、これを調査対象にしていない。

- (10) 内閣府「対日直接投資推進会議」HP, URL : <http://www.invest-japan.go.jp/promotion/>, (2016.10.17)。
- (11) 注(3)と同じHPから「第九次提言」閲覧可。
- (12) 自由民主党 党本部より直接入手。
- (13) 文科省「少人数制の実現」HP, URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/1375107.htm, (2016.10.18)。
- (14) 「平成29年度文部科学省関連概算要求のポイント」, URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/h29/1376627.htm, (2016.10.21)。
- (15) 中教審初等中等教育分科会(第106回), 2016.09.12, 配布資料, 資料4-2「平成29年度概算要求主要事項」より。
URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siry/attach/1378174.htm, (2016.10.21)。
- (16) 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議HP, 第1回, 016.09.13, 議事録, URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/index.htm#pagelink3, (2016.10.21)
- (17) 文化庁文化審議会国語分科会日本語教育小委員会HP, URL : <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/>, (2016.10.24), 第74回, 配布資料, 「資料3」より。
- (18) 注(16)に同じ。文化庁HP, 参考資料の3より。
- (19) 文科省「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)」, 2016.06.28.
URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/06/1373387.htm, (2016.10.28)
- (20) 文化庁文化審議会国語分科会日本語教育小委員会, 2016.09.01, 第77回, 配布資料, 「議事録(案)」12頁より。2016.10.25時点HP上に未掲載。
- (21) 中教審教育課程部会教育課程企画特別部会(第16回), 2016.08.01, 配布資料, 資料3-1,
URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siry/1375316.htm, (2016.10.23)
- (22) 中教審初等中等分科会教育課程部会HP, URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm, (2016.10.23)
- (23) 注(16)に同じ。国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改善に関する有識者会議HP, 第1回, 配布資料, 資料3「教職員指導体制の充実について(矢野財務課長ヒアリング資料)」, 17頁を参照。
- (24) 中教審生涯学習分科会学校地域協働部会HP, URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/009/index.htm, (2016.10.27)
- (25) 注(15)に同じ。中教審初等中等教育分科会(第106回), 2016.09.12, 配布資料, 資料1-6「今後の学習指導要領改訂のスケジュール」より。
- (26) 中教審「教員養成部会」は、「教師教育改革なくして教育改革なし」の考えの下、「教員育成協議会」の全校規模での設置を、昨2015年11月に提言。法律改正を視野に、教員の育成指標を設け、教員研修や大学・大学院教育のカリキュラムを整備する。そして、教員の「育成指標」の在り方を協議する場として、「教員育成協議会」を設置するという。
教員研修と大学院教育とを接続させる「履修証明プログラム」や「免許認定講習」の開設。「キャリアステージに応じて必要となる教員免許をさらに取得できる形への転換」。「教科の専門に関する科目」と「教科の指導法」を統合する取り組みの実現を目指している。詳しくは、中教審教員養成部会(第91回), 2015.11.24, 配布資料, 資料2-4 参考資料(その1), を参照願いたい。
URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siry/1364869.htm, (2016.10.29)
- (27) 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議HP, 設置要項, 参照。
URLは注(16)に同じ。

- (28) 「一大学院段階の教員養成改革と充実方策について」(2013年10月15日 教員の資質能力向上に係る当面の改善法方策の実施に向けた協力者会議 報告書)より。同資料は、注(23)に同じ「配布資料」の「参考資料6」に掲載。
- (29) 注(23)に同じ、国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改善に関する有識者会議 HP, 第2回, 2016.10.12, 配布資料, 「資料2 第1回発言要旨」より。
- (30) 注(16)に同じ。
- (31) 注(7) 中教審教員養成部会(第91回), 2015.11.25, 配布資料, 注(7)の後半部分。
- (32) 注(26)に同じ。資料2-4 参考資料(その5), 165, 166頁を参照。
- (33) 中教審「答申」HP, 49頁参照。URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm, (2016.10.30)
- (34) 文科省「コアカリキュラムの在り方に関する検討会」HP, 「設置要項」参照。
URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/index.htm, (2016.10.30)

付記：日本語教員養成課程の未来は、大養協会員のみなさんの汗によってさらに飛躍するものと信じます。

第47回大会に参加くださった会員のみなさん。昨年年末に行った3回にわたる緊急「報告会」に参加くださった会員のみなさん。その際、会場を手配くださった山田泉氏、宮崎里司大養協理事、また、パブリックコメントに投稿くださった会員のみなさんに感謝します。

さらに、大養協会員との意見交換に応じてくださった伊東祐郎日本語教育学会長には、その後の「有識者会議」での発言を通じ、日本語教員養成の可能性を大きく前進させてくださったこと、銘記したい。また、愛知教育大学上田崇仁大養協理事は、「有識者会議」第3回で発表され、日本語教員養成課程の新たな1つの将来像を示してくれました。貴重な示唆をいただけたこと、感謝します。

2016年10月31日